

令和8年度川越町一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理基本計画に基づき、単年度ごとの事業計画を定めるものである。

1 計画区域 川越町全域

2 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込

種類	廃棄物		資源物		し尿	
	家庭系	事業系	再生ごみ	剪定枝等	し尿	浄化槽汚泥
見込量	2,464 t	440 t	335 t	245 t	186 t	1,093 t

4 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 分別収集の徹底とリサイクル率の向上

分別の徹底	「ごみの出し方ハンドブック」の配布による分別の啓発 ごみ分別アプリの運用による分別の啓発
資源循環利用の推進	集団回収実施団体への支援 小型家電リサイクルによる小型家電の再資源化

(2) ごみの発生抑制のための活動の推進

ごみの発生抑制	店舗による過剰包装の抑制、レジ袋の削減の推進 食品ロス削減の推進
再使用	リサイクルショップやフリマアプリ等の活用 資源循環サービス PASSTO の周知、啓発
資源の再生利用	リサイクル可能な資源を適切に分別、回収することの啓発
生ごみの減量	生ごみの水切りの励行 生ごみ処理機・処理容器の購入補助を行い、生ごみの堆肥化を推進 生ごみ拠点回収による生ごみの堆肥化の推進 家庭から発生する刈草、剪定枝、伐採木の堆肥化の実施
環境教育の実施	廃棄物に関する地域イベントや環境学習会に積極的に参加し、環境保全の意識を高める 次世代を担う子どもたちへの環境学習の実施

5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物の種類	分別の区分	更なる分別の区分
廃棄物	一般ごみ	
	埋立ごみ	

	粗大ごみ 可燃・不燃系 資源物系	家具類	寝具類	その他
		小型家電	乾電池	廃食用油
資源物	再生ごみ	新聞・チラシ	雑誌類	びん類
		かん類	ペットボトル	布類
		金物類	スプレー缶	牛乳パック
		ダンボール		
	剪定枝等			
し尿	し尿			
	浄化槽汚泥			

6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 廃棄物

・最終処分（委託処分）

種 類	委 託 先	所 在 地	備 考
一般ごみ	四日市市クリーンセンター	四日市市垂坂町 1 7 3 6 番地	年度更新
一般ごみ (事業系)	三重中央開発(株)	伊賀市予野字鉢屋 4 7 1 3 番地	年度更新
一般ごみ (木くず・刈草)	朝日町・川越町組合立環境クリーンセンター	四日市市川北町墨縄 8 2 2 番地	直接搬入されたもの
埋立ごみ	四日市市クリーンセンター	四日市市垂坂町 1 7 3 6 番地	年度更新

(2) 資源物

・中間処理施設（朝日町、川越町組合立環境クリーンセンター）で一時保管後、品目ごとに委託先へ搬出・処分

(3) し尿

	し尿	浄化槽汚泥
収集運搬	委託業者 株式会社環衛 川越町大字高松 1368 番地の 1	許可業者 株式会社環衛 川越町大字高松 1368 番地の 1
中間処理	朝明広域衛生組合 川越町大字高松 1508 番地	朝明広域衛生組合 川越町大字高松 1508 番地
最終処分	三重中央開発株式会社 伊賀市予野字鉢屋 4713 番地	三重中央開発株式会社 伊賀市予野字鉢屋 4713 番地

7 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

朝日町、川越町組合立環境クリーンセンターは、中間処理施設として、再生ごみを種類ごとに選別して一時保管するとともに、剪定枝や拠点回収した生ごみの堆肥化处理を実施。